

## AIA 下の最初の特許付与後手続における PTAB の決定に対する CAFC 判決

2015年03月02日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

これまでの3年半の間に2000件を超える特許付与後手続（IPR/CBM/PGR）が請求されています。このたび、特許付与後手続が開始されてから最初にファイルされた **Inter Parte Review**（IPR 2012-00001）の PTAB による決定に対し、CAFC に控訴され、2015年2月4日に判決が下されました（特許付与後手続に関する最初の CAFC 判決）。

本件は、CAFC が、特許付与後手続の決定に対してどのように審理するのかという観点のみならず、CAFC が、クレーム解釈の基準に関しどのような見解を示すのかという観点からも興味深い重要なケースであると言われています。

以下に、本件の争点と CAFC の見解について説明します。

### 【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政（大阪本部在籍）  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆（大阪本部在籍）  
TEL : 06 - 6351 - 4384（代表）  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.